

令和7年3月6日(木)・7日(金)

防災地域建設委員会資料

付託議案

【予算案】

第1号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算(第9号) [関係分]
(消防総務課) P 1

第3号議案 令和7年度島根県一般会計予算 [関係分]
(消防総務課) P 3

第58号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算(第10号) [関係分]
(消防総務課) P 12

報告事項

1. 航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機(KC-46A)の追加配備について
(防災危機管理課) P 14
2. 島根県地域防災計画(風水害等対策編・震災編)の修正について
(防災危機管理課) P 15
3. 島根県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について
(原子力安全対策課) P 16
4. 島根原発2号機における運転上の制限の逸脱に係る県の対応について
(原子力安全対策課) P 18
5. 島根原発2号機 特定重大事故等対処施設等に係る事前了解について
(原子力安全対策課) P 20

防 災 部

【第1号議案】

防災地域建設委員会資料
令和7年3月6日・7日

令和6年度島根県一般会計補正予算（第9号） [関係分]

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	2,177,696	0	2,177,696
防災危機管理課	613,042	10,785	623,827
原子力安全対策課	2,234,420	698,837	2,933,257
合計	5,025,158	709,622	5,734,780

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概 要	予算科目		
					款	項	目
消防総務課	2,177,696	0	2,177,696				
防災危機管理課	613,042	10,785	623,827	【財源】 国:5,392 一般財源:5,393			
1 震災・風水害等災害対策事業費	123,497	10,785	134,282	避難所の生活環境改善のための防災備蓄物資を追加・拡充 〈明許繰越 10,785〉	2	6	2
原子力安全対策課	2,234,420	698,837	2,933,257	【財源】 国:698,837			
1 原子力防災対策事業費	664,662	559,916	1,224,578	松江市が実施する庁舎の陽圧化対策等の経費助成 〈明許繰越 559,916〉	2	6	2
2 原子力安全対策事業費	593,264	138,921	732,185	環境放射線情報システムの改修を実施 〈明許繰越 138,921〉	4	5	2

【第3号議案】

防災地域建設委員会資料
令和7年3月6日・7日

令和7年度島根県一般会計予算〔関係分〕

歳出総括表〔防災部〕

一般会計

(単位:千円)

課名	R6当初 (A)	R7当初 (B)	計 (B)－(A)	(B)／(A) (%)
消防総務課	2,145,616	4,294,406	2,148,790	200.1
防災危機管理課	595,342	631,557	36,215	106.1
原子力安全対策課	2,234,891	2,638,353	403,462	118.1
合計	4,975,849	7,564,316	2,588,467	152.0

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	R6当初	R7当初	比較	概 要	予算科目		
					款	項	目
消防総務課	2,145,616	4,294,406	2,148,790	【財源】使・手:14,646 県債:3,306,200 その他:22,754 一般財源:950,806			
1 人件費 一般職給与(一般管理費)	35,414	29,780	▲ 5,634	一般職員 3人	2	1	1
2 人件費 一般職給与(防災総務費)	93,951	123,010	29,059	一般職員 16人	2	6	1
3 人件費 一般職給与(工鉦業総務費)	10,760	9,926	▲ 834	一般職員 2人	7	2	1
4 事務集中諸費	5,306	5,306	0		2	1	12
5 消防諸費	4,268	4,362	94		2	6	2
6 防災情報システム整備事業費	1,229,640	2,556,549	1,326,909	総合防災情報システム管理運営 ※7ページ 主要事業の概要[防災部] No.1参照 27,761 防災情報ネットワークシステム管理運営 97,152 震度情報ネットワークシステム管理運営 18,167 防災行政無線通信施設等管理運営 42,021 ヘリコプターテレビ電送システム管理運営 638 防災情報システム整備事業 2,370,810	2	6	2
7 航空消防防災活動事業費	656,723	1,454,875	798,152	防災ヘリコプターの管理運営 ※7ページ 主要事業の概要[防災部] No.2参照 1,438,693 防災航空管理所維持管理 16,182	2	6	2
8 常備消防体制整備事業費	14,533	14,502	▲ 31	救急業務体制の整備 10,264 消防法に基づく建物防火管理 3,365 消防防災統計調査・活用 473 都道府県消防防災・危機管理部局長会 30 防災意識啓発事業 370	2	6	3
9 消防職員・消防団員活動強化事業費	79,133	80,156	1,023	消防職員等活動強化事業 ※7ページ 主要事業の概要[防災部] No.3参照 4,147 消防団等活性化事業 8,116 消防学校・消防大学校における教育訓練 55,698 消防学校維持管理事務 12,195	2	6	3
10 危険物安全対策事業費	12,745	12,772	27	消防法における危険物規制に基づく指導	2	6	3
11 高圧ガス等安全対策事業費	1,389	1,375	▲ 14	高圧ガス保安法等に基づく検査・指導等	7	2	3
12 保安諸費	1,754	1,793	39		7	2	3

事業名	R6当初	R7当初	比較	概 要	予算科目		
					款	項	目
防災危機管理課	595,342	631,557	36,215	【財源】国:1,809 県債:31,900 その他:389,248 一般財源:208,600			
1 人件費 一般職給与(防災総務費)	97,995	95,383	▲ 2,612	一般職員 14人	2	6	1
2 自衛官募集事務費	100	100	0		2	1	12
3 危機管理対策事業費	8,164	15,235	7,071	国民保護訓練等経費	2	6	2
4 防災諸費	3,825	3,825	0		2	6	2
5 震災・風水害等災害対策事業費	107,625	108,638	1,013	震災風水害対策事業 ※ 8ページ 主要事業の概要[防災部] No.4参照 能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化 ※ 8ページ 主要事業の概要[防災部] No.5参照	2	6	2
6 震災・風水害等災害救助応急対策事業費	365,714	387,154	21,440	災害救助法に基づく災害救助対策費	3	4	1
7 震災・風水害等災害救助対策事業費	11,371	20,674	9,303	災害救助基金積立金(基金積立及び利子収入繰入)	3	4	2
8 災害対策諸費	548	548	0		3	4	2
原子力安全対策課	2,234,891	2,638,353	403,462	【財源】国:1,919,995 その他:2,567 一般財源:715,791			
1 人件費 一般職給与(企画総務費)	23,181	23,983	802	一般職員 3人	2	2	1
2 人件費 一般職給与(公衆衛生総務費)	62,928	64,081	1,153	一般職員 8人	4	1	1
3 人件費 一般職給与(環境保全費)	123,807	126,699	2,892	一般職員 18人	4	5	2
4 電源立地対策事業費	767,715	1,333,652	565,937		2	2	2
5 発電用施設周辺地域振興基金積立事業費	10	1,520	1,510	※ 9、10ページ 主要事業の概要[防災部] No.7～9参照	2	2	2
6 原子力諸費	2,361	2,489	128		2	6	2
7 原子力防災対策事業費	663,733	619,500	▲ 44,233	※ 9ページ 主要事業の概要[防災部] No.6参照	2	6	2
8 原子力安全対策事業費	591,156	466,429	▲ 124,727	※ 9ページ 主要事業の概要[防災部] No.6参照	4	5	2

債務負担行為〔防災部〕

(単位：千円)

課 名	事 項	期 間	限 度 額	内容など
消防総務課	航空消防防災活動事業費	令和8年度から 令和9年度まで	2,208,360	防災ヘリコプターを更新するための経費
消防総務課	地域衛星通信ネットワーク更新事業費（衛星通信設備（端末局）工事）	令和7年度から 令和8年度まで	86,000	端末設備整備費用分
原子力安全対策課	原子力防災対策事業費（島根県原子力防災ネットワーク更新調達）	令和8年度から 令和12年度まで	596,510	原子力防災ネットワークの機器等を更新するための経費

主要事業の概要〔防災部〕

(単位：千円)

No.	事業名	予算額	概要	課 名
1	防災情報システム整備事業	2,556,549	<p>災害時の情報伝達・情報収集体制を確保し、防災体制の強化を図るため、防災関係機関における衛星通信設備などの更新及び整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線ネットワーク光回線整備工事の実施 ・ 地域衛星通信ネットワーク更新工事の実施 ・ 防災行政無線中継局舎及び通信鉄塔耐震化工事の実施 ・ 防災ヘリコプターテレビ電送システム更新工事の実施（地上設備） ・ 第5期島根県総合防災情報システムの運用 	消防総務課
2	航空消防防災活動事業	1,454,875	<p>各種災害に迅速かつ的確に対応し、広域的な防災体制の一層の充実を図るため、防災ヘリコプターの整備などを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ヘリコプターの更新 ・ 防災ヘリコプター及び航空資機材の整備 ・ 防災航空管理所の維持管理 	消防総務課
3	消防職員・消防団員活動強化事業	80,156	<p>消防活動の充実強化や地域防災力の向上を図るため、消防職員や消防団員の教育訓練、消防操法大会等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の加入促進、知名度向上・イメージアップを図るための広報事業 ・ 消防団は年々団員数が減少していることから、団員の技能・実践力の向上及び消防団活動の活性化を図るため、研修を実施するとともに、各消防団の創意工夫による訓練等の活動経費を助成 	消防総務課

No.	事業名	予算額	概要	部局名
4	震災・風水害等災害対策事業	44,438	<p>地域防災計画等の実効性を高め、地域の防災力向上を図るため、市町村や地域住民と一体となって災害に備えた対策を実施</p> <p>①防災訓練の実施（避難訓練、応急対策、情報伝達等） 住民が主体となった避難所運営や防災関係機関等と連携した応急活動を想定した実動訓練、中国5県共同防災訓練等を実施</p> <p>②防災人材の育成・普及啓発 ・防災士養成研修や自主防災組織のリーダー等への研修を実施 ・県民を対象とした防災安全講演会を開催</p> <p>③防災備蓄物資の更新・補充 防災備蓄物資整備計画で想定する備蓄物資の更新・補充を実施</p> <p>④市町村等の防災力向上支援 ・被災地に派遣する職員等を対象に、災害に係る住家の被害認定や避難所運営等の実践的な研修を実施 ・三瓶山の情報共有のための連絡会議やフィールドワークを開催</p> <p>⑤被災世帯の生活再建支援 被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援</p>	防災危機管理課
5	能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化	74,985 [うち補正] 10,785	<p>令和6年能登半島地震を踏まえ、半島部での救助・受援に必要な体制・環境の整備や、備蓄物資の追加・拡充等を実施</p> <p>①ドローンの整備・操作研修 被災状況を迅速に収集し、対応を判断するため、災害対策本部にドローンを配備するとともに、職員を対象とした操作研修を実施</p> <p>②防災備蓄物資追加・拡充 女性や子どもの視点を踏まえた避難所の生活環境改善のための防災備蓄物資を追加・拡充</p> <p>③災害対策本部室の改修 発災後に速やかに災害対策本部室としての体制を整えるための電気設備改修、音響無線化等を実施</p>	防災危機管理課

No.	事業名	予算額	概要	部局名												
6	原子力防災・安全対策事業	1,784,766 [うち補正] 698,837	<p>万一の原子力災害の発生に備え、原子力防災資機材の更新、環境放射線等監視、住民避難体制等を充実</p> <p>①原子力防災資機材の更新 緊急時に備え、防護服、防護マスク等の防災資機材の更新</p> <p>②モニタリング機能の強化 放射線測定機器等の更新</p> <p>③2県6市による防災訓練の実施 初動対応、住民避難、緊急時モニタリング等</p> <p>④普及啓発の実施 広報誌やパンフレット等の作成配布、講演会の開催等</p> <p>⑤原子力災害応急対応体制の実効性の向上 原子力災害時の業務継続計画に基づき確実に業務を実施するための職員向け研修など</p>	原子力安全対策課												
7	島根県原子力防災安全等対策交付金	310,837	<p>島根原子力発電所の立地市及び周辺3市が実施する原子力防災安全、地域振興、住民福祉の向上に資する対策を支援</p> <p>[交付額]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料税収入額に対して、以下の交付割合により算定した額 ・ただし、周辺3市については、交付割合で算定した額が、以下の基本額を下回る場合には、基本額を交付 <p style="text-align: center;">[交付割合] [基本額]</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>松江市</td> <td>12%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出雲市</td> <td>4%</td> <td>8千万円</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>2%</td> <td>4千万円</td> </tr> <tr> <td>雲南市</td> <td>2%</td> <td>4千万円</td> </tr> </table>	松江市	12%		出雲市	4%	8千万円	安来市	2%	4千万円	雲南市	2%	4千万円	原子力安全対策課
松江市	12%															
出雲市	4%	8千万円														
安来市	2%	4千万円														
雲南市	2%	4千万円														
8	原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	710,374	<p>国からの交付金を活用し、島根原子力発電所の立地市及び周辺3市が実施する避難の実効性向上を図るための事業を支援</p> <p>①地域振興計画に基づく市道の舗装整備、支障木伐採等の事業に対し補助</p> <p>②市が実施する除雪対策、落石対策等の事業に対し補助（安全確保交付金事業）</p>	原子力安全対策課												

No.	事業名	予算額	概要	部局名
9	島根県原子力防災安全等対策人件費交付金	160,088	中国電力からの原子力関係業務に従事する職員人件費負担金（5億円）を活用し、島根原子力発電所の立地市及び周辺3市の原子力関係業務に係る人件費について、県から人件費相当額を交付 [交付額] 松江市 9,679 万円 出雲市 2,730 万円 安来市 1,500 万円 雲南市 2,100 万円	原子力安全対策課

組織改正の概要〔防災部〕

課・室	改正概要
原子力安全対策課	<p>【原子力安全監視室の設置】</p> <p>島根原子力発電所2号機再稼働後の安全監視体制を強化するため、原子力安全監視スタッフを改組し、「原子力安全監視室」を設置</p>

中国電力(株)による原子力関係業務に係る職員人件費負担について

1. 中国電力(株)による負担金の概要

令和7年3月4日に締結した島根原子力発電所に係る原子力防災安全対策等に要する財源協力協定に基づき、島根県及び関係4市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）の原子力関係業務に係る人件費相当額を島根原子力発電所の設置者である中国電力株が負担

- (1) 期 間 令和7年度～11年度
(国が財政措置を行うまでの間、協議のうえ更新が可能)
- (2) 負担額 5億円/年を上限とし、毎年度、実績に基づき負担
- (3) 対象となる業務
 - ・原子力防災対策に関する事務
 - ・原子力安全対策に関する事務
 - ・交付金等に関する事務

2. 関係4市への交付

- (1) 中国電力株からの負担金を活用し、関係4市に対し、島根県原子力防災安全等対策人件費交付金（新設）を交付
- (2) 対象となる業務は、県と同じ

3. 当初予算額

- (1) 歳入 原子力関係業務人件費負担金 500,000千円
- (2) 歳出 島根県原子力防災安全等対策人件費交付金 160,088千円
 - ・内訳 松江市9,679万円、出雲市2,730万円、安来市1,500万円、雲南市2,100万円

【第58号議案】

防災地域建設委員会資料
令和7年3月6日・7日

令和6年度島根県一般会計補正予算（第10号） [関係分]

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	2,177,696	▲ 212,980	1,964,716
防災危機管理課	623,827	▲ 7,917	615,910
原子力安全対策課	2,933,257	▲ 270,092	2,663,165
合計	5,734,780	▲ 490,989	5,243,791

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概 要	予算科目		
					款	項	目
消防総務課	2,177,696	▲ 212,980	1,964,716	【財源】 県債:▲176,700 使・手:▲1,648 その他:▲3,360 一般財源:▲31,272			
1 人件費 一般職給与(一般管理費)	35,911	34	35,945	一般職員 3人	2	1	1
2 人件費 一般職給与(防災総務費)	125,023	1,553	126,576	一般職員 15人	2	6	1
3 人件費 一般職給与(工鉱業総務費)	9,627	116	9,743	一般職員 2人	7	2	1
4 防災情報システム整備事業費	1,229,827	▲ 180,160	1,049,667	実績見込みによる事業費の減 (明許繰越 417,460)防災情報システム整備事業	2	6	2
5 航空消防防災活動事業費	657,095	▲ 33,631	623,464	防災ヘリコプター耐空検査費の減	2	6	2
6 常備消防体制整備事業費	14,533	▲ 278	14,255		2	6	3
7 消防職員・消防団員活動強化事業費	79,846	254	80,100		2	6	3
8 危険物安全対策事業費	13,117	▲ 404	12,713		2	6	3
9 高圧ガス等安全対策事業費	1,389	▲ 464	925		7	2	3
防災危機管理課	623,827	▲ 7,917	615,910	【財源】 国:▲730 県債:6,600 負担金:6,090 その他:290 一般財源:▲20,167			
1 人件費 一般職給与(防災総務費)	99,451	104	99,555	一般職員 14人	2	6	1
2 自衛官募集事務費	100	▲ 41	59		2	1	12
3 危機管理対策事業費	8,536	▲ 700	7,836		2	6	2
4 震災・風水害等災害対策事業費	134,282	▲ 13,548	120,734	被災者生活再建支援制度の支給見込みの減	2	6	2
5 震災・風水害等災害救助応急対策事業費	365,714	6,235	371,949	実績見込みによる事業費の増	3	4	1
6 震災・風水害等災害救助対策事業費	11,371	33	11,404		3	4	2
原子力安全対策課	2,933,257	▲ 270,092	2,663,165	【財源】 国:▲240,696 その他:▲29 一般財源:▲29,367			
1 人件費 一般職給与(企画総務費)	23,839	8	23,847	一般職員 3人	2	2	1
2 人件費 一般職給与(公衆衛生総務費)	62,886	195	63,081	一般職員 8人	4	1	1
3 人件費 一般職給与(環境保全費)	119,311	351	119,662	一般職員 17人	4	5	2
4 電源立地対策事業費	768,087	▲ 38,583	729,504	実績見込みによる事業費の減 (明許繰越 120,000)市への補助金(市事業の繰越に伴うもの)	2	2	2
5 発電用施設周辺地域振興基金積立事業費	10	▲ 10	0		2	2	2
6 原子力諸費	2,361	0	2,361		2	6	2
7 原子力防災対策事業費	1,224,578	▲ 146,459	1,078,119	防災活動資機材整備費などの減	2	6	2
8 原子力安全対策事業費	732,185	▲ 85,594	646,591	機器修繕費などの減	4	5	2

航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の追加配備について

1. これまでの経緯

美保基地への空中給油・輸送機KC-46Aの配備については、議会に説明したうえで、平成29年3月に島根県として同意しており、令和3～5年度で4機配備され、令和7年度中に2機配備予定（計6機）。

令和7年2月18日、防衛省中国四国防衛局から、令和7年度政府予算に取得費が計上された4機を美保基地へ配備したい旨の説明及び文書による協議の申入れがあった。

2. 防衛局の説明内容

（1）増機する理由

- ・防衛力整備計画（令和4年閣議決定）において、周辺国が航空戦力を増強する中、我が国の防空体制に万全を期すため、戦闘機部隊を増強するとともに、それらが我が国周辺空域等で高烈度化する各種航空作戦において粘り強く戦闘を継続するには、空中給油・輸送機を増勢することとしている。

（2）美保基地に配備する理由

- ・戦闘機による我が国防空任務の支援のため、必要な空域全般への進出について有利な位置にあり、所要の給油能力を発揮できる。
- ・増勢する4機の運用に必要な施設整備の地積を基地内に確保できる。

（3）配備スケジュール

- ・令和7年度から駐機場や格納庫等の整備に着手
- ・令和11年度中に4機が配備され、これにより10機の配備となる予定
- ・現時点では、10機の配備をもって美保基地への配備は完了となる予定

3. 県の対応(予定)

- | | |
|--------|----------------------------|
| 令和7年2月 | 国から協議の申入れ |
| | 松江市、安来市に意見照会を发出 |
| 3月 | 常任委員会で事案概要を説明 |
| 6月 | 常任委員会で松江市、安来市の意見及び県の回答案を説明 |
| 7月 | 国に回答 |

島根県地域防災計画（風水害等対策編・震災編）の修正について

1. 目的

国防災基本計画の修正、消防庁防災業務計画の修正及び令和6年能登半島地震を踏まえて、県地域防災計画の一部を修正する。

2. 主な修正事項

(1) 国防災基本計画の反映（R6修正内容等の反映）

①令和6年能登半島地震を踏まえた修正（新たに追加した事項）

○被災地の情報収集及び進入方策

- ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化
- ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用

○自治体支援

- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

○避難所運営

- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ・避難所における生活用水の確保
- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
- ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化

②その他の追加事項

- ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供
- ・災害支援ナースの充実・強化

(2) 消防庁防災業務計画の反映（R6修正内容の反映）

- ・携帯電話を使用した要救助者の位置情報の取得

(3) 島根半島部における災害発生時の対応能力強化に向けた取組の追記

- ・災害時ドローンチームによる情報収集

3. スケジュール

令和7年1月17日～令和7年2月16日	パブリックコメントの実施
令和7年3月13日	島根県防災会議で審議

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

1. 目的

島根原発2号機の稼働状況を踏まえるとともに、国の防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正を反映させるため、地域防災計画の一部を修正

2. 主な修正点

(1) 島根原発2号機の稼働状況を踏まえたEALの修正

- ・EALとは、原子力発電所で発生した事故の状況が、どの緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に該当するかを判断するための基準のことを指す。
- ・現状は再稼働前の炉に適用するEALと再稼働後の炉に適用するEALを併記しているが、島根原発2号機の再稼働により、再稼働前の炉に適用するEALを削除

(2) 防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正に伴う修正

① 甲状腺被ばく線量モニタリングを追記

- ・甲状腺被ばく線量モニタリングは、放射性物質放出後に避難した住民の甲状腺の被ばく線量を推定することを目的に実施
- ・県は、国の支援や関係機関等の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制を整備すること等を追記

② 全国規模で派遣される要員の受入調整を追記

- ・国が全国規模での活動体制を有する機関を原子力災害医療協力機関に指定する枠組みが新設
- ・発災時には国の指定する原子力災害医療協力機関の調整による島根県への要員派遣が想定されることから、その受入調整に関する記載を追記

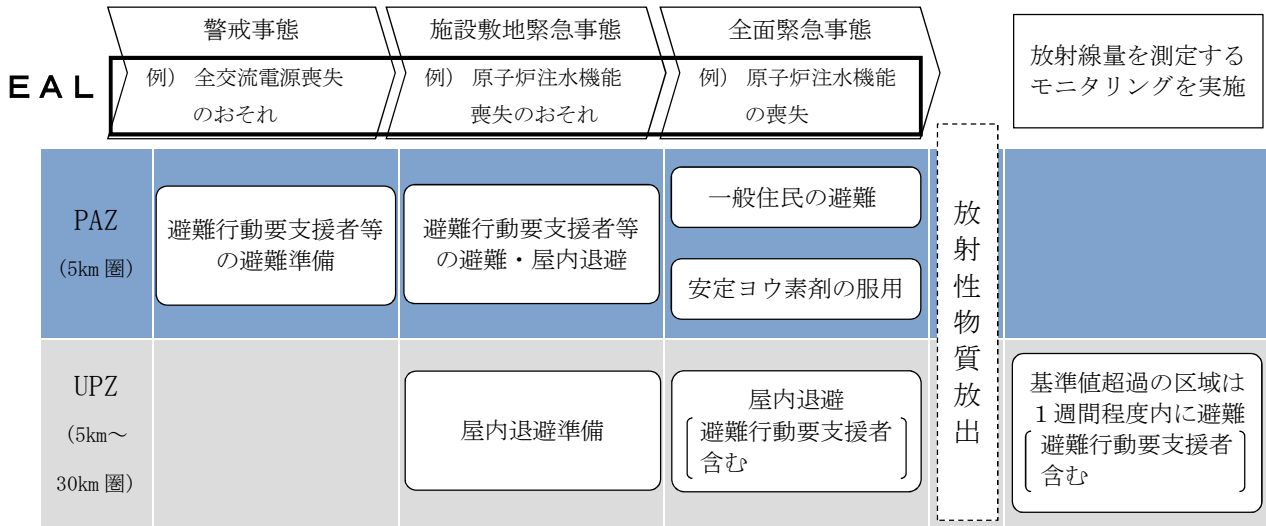
3. スケジュール

令和7年1月17日～令和7年2月16日
令和7年3月13日

パブリックコメントの実施
島根県防災会議で審議

【参考 1：避難等の考え方】

原子力発電所の状況（EAL：Emergency Action Level）に応じて緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、防護措置（避難、屋内退避等）を実行することとされている。



【参考 2：甲状腺被ばく線量モニタリングの概要】

1. 対象者

OILに基づき避難を指示された地域の住民等のうち、19歳未満の者、妊婦及び授乳婦等

2. 実施方法

- (1) 避難所又はその近傍の適所において、吸入摂取から概ね3週間以内に、NaI(Tl)サーベイメータを用いた測定（簡易測定）を実施
- (2) 簡易測定でスクリーニングレベルを超えた者を対象に、原子力災害拠点病院等で、甲状腺モニタやホールボディカウンタによる測定（詳細測定）を実施



簡易測定（頸部の測定）

3. 測定要員の確保

原子力災害対策指針の全部改正（R6.9.11）により、全国規模での活動体制を有する機関を国が原子力災害医療協力機関に指定する枠組みを新設し、原子力規制委員会が日本診療放射線技師会を指定（R7.2.12）

島根原発2号機における運転上の制限の逸脱に係る県の対応について

1. 主な経過

- 令和7年2月20日 19時00分、中国電力(株)が、島根原発2号機の格納容器雰囲気モニタの不具合に伴い、保安規定に定める運転上の制限からの逸脱を宣言
- 同日 県は、松江市とともに立入調査を実施し、中国電力(株)に対し、原因究明及び対応状況の報告を要請
- 2月22日 18時40分、中国電力(株)が、運転上の制限の逸脱からの復帰を宣言
- 2月26日 県は、中国電力(株)から対応状況等に関する説明を聴取

2. 県の対応

(1) 立入調査

1) 日時及び場所

日時：令和7年2月20日 21時00分～22時00分
場所：中国電力(株)島根原子力発電所

2) 派遣職員

島根県 防災部原子力安全対策課 2名
松江市 防災部原子力安全対策課 2名

3) 確認結果の概要

① 現場状況の確認

運転上の制限を逸脱した場合に速やかに取るよう定められた措置が実施済であること、別系統の格納容器雰囲気モニタで監視が継続できていること等を聴取

② 環境などへの影響の有無の確認

発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり環境へ影響がないことを確認

(2) 中国電力(株)からの報告聴取

県は、2月26日に中国電力(株)から以下の内容を聴取

- ① 原因調査の結果、不具合の原因は格納容器内の水素濃度の測定データを指示計・警報器等へ送る伝送器の故障であり、当該伝送器以外には不具合はない
- ② 当該伝送器を取り替える等の措置を行い、不具合のあった格納容器雰囲気モニタが復旧したことで、運転上の制限を逸脱した場合に行う措置が全て完了

事象の概要

1. 保安規定に定める運転上の制限

多重の安全機能を確保するため、保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数等（運転上の制限）が定められており、一時的にこれを満足しない状態が発生した場合、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言した上で、予め定められた時間内に必要な措置を行うよう保安規定で定められている。

2. 今回の事象

(1) 対象となる運転上の制限

格納容器雰囲気モニタ（B系）が監視可能であること

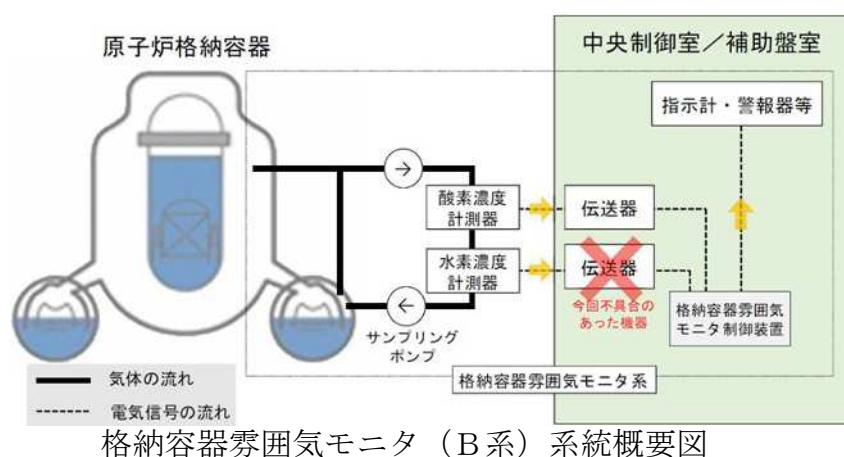
(2) 事象の概要

中央制御室において、格納容器内の水素濃度伝送器（B系）の測定値表示が消灯したため、令和7年2月20日19時00分、格納容器雰囲気モニタ（B系）が監視不能と判断（但し、同様の機能を持つ格納容器雰囲気モニタ（A系）で監視は継続）

(3) 取るべき措置

	措置の内容	措置の実施状況
速やかに	① 代替パラメータが動作可能であることを確認する	格納容器雰囲気モニタ（SA）を起動し、動作可能であることを確認 【20日19時55分 対応完了】
	② 当該機器が故障状態であることが運転員に分かるよう明示する	格納容器雰囲気モニタ（B系）が故障中であることを掲示 【20日19時05分 対応完了】
30日以内	③ 当該計器を動作可能な状態に復旧する	不具合のあった機器を取り替え、格納容器雰囲気モニタ（B系）復旧を確認 【22日18時40分 対応完了】

※ ①～③の措置が時間内に行えない場合は、原子炉停止が必要



島根原発2号機 特定重大事故等対処施設等に係る 事前了解について

1. 主な経過

平成28年4月28日	中国電力が、県に事前了解願いを提出
7月1日	中国電力へ申請することのみ了解する旨回答
令和6年10月23日	原子力規制委員会が、設置変更を許可
10月25日	中国電力が、県に設置変更許可を報告し、事前了解について改めて依頼
11月13日	原子力安全顧問会議を開催
11月20日	安全対策協議会を開催
11月26日	防災地域建設委員会で事前了解願いの取扱いを報告
12月13日	中国電力が特重施設等の概要を、原子力規制庁が審査結果の概要を、防災地域建設委員会で説明

2. 周辺自治体の考え

出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「周辺自治体」）については、県と周辺自治体とが締結している覚書に基づき、島根原発2号機の特重施設等の設置を了承する考えを県へ伝達、あわせて中国電力へ回答

3. 県の認識

原子力安全顧問、安全対策協議会、関係自治体等の意見を踏まえた県の認識は次のとおりであり、特重施設等の設置に係る事前了解については、今後、県議会の意見も踏まえた上で知事が判断

- (1) 特重施設等の設置自体への反対意見はなく、現在稼働している2号機の安全性をより高める施設であることから、速やかな設置を進めるべき
- (2) 中国電力及び国に対しては、2号機再稼働判断時（令和4年6月）に要請した事項の引き続きの対応を求めるとともに、特重施設等の設置についていただいた意見を踏まえ、別紙1～4について対応を求めることが適当

(※)特重施設等…特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）

中国電力への要請事項（案）

1. 特重施設等の設置にあたっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、作業員の安全を第一にできるだけ早期の設置が行われるよう工事を進めること。
2. 特重施設等の審査や設置工事の進捗状況等について、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 特重施設等を含む安全対策設備の運用にあたっては、核物質防護の観点からの情報管理を徹底するとともに、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても充実・強化を図る取組を継続して行うこと。
4. 高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を取り入れるなど、引き続き島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこと。

原子力規制委員会への要請事項（案）

1. 島根原子力発電所2号機の特重施設等の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査等を厳格に行うこと。その際、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても厳格な確認を行うこと。
2. 高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を規制基準に反映するなど、引き続き原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。

内閣府への要請事項（案）

1. 複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を並行して進めることになるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を強化すること。
2. 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費や原子力災害医療派遣チームの養成に係る人件費など必要な経費について財源措置を講じること。

経済産業省への要請事項（案）

1. 原子力災害が発生した場合、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
2. 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財源措置を講じること。

特定重大事故等対処施設（特重施設）等に関する確認項目

項目一覧

原子力規制委員会（原子力規制庁）への確認項目	頁
1. 特重施設	
（1）施設の設計	
＜1＞ 設置地盤のシーム（地層間の弱層）及び断層が将来活動しないことを確認しているか	3
＜2＞ 施設建物及び施設内の設備は、地震により必要な機能を喪失しない設計となっているか	4
＜3＞ 施設は津波やその他自然災害への耐性を有した設計となっているか	5
＜4＞ 火災などの内部事象により必要な機能を損なうことがないように、対策が講じられているか	6
＜5＞ 事故対処に必要な燃料・水源は、外部支援無しでも十分確保できることを確認しているか	7
＜6＞ 注水設備や電源設備は多重化される等、信頼性の向上が図られた設計となっているか	8
＜7＞ 大型航空機が原子炉建物に直接衝突する事態や、これに伴う大規模な航空機燃料火災を想定しても、特重施設の緊急時制御室や、事故対応に必要な特重施設の機能は維持できるか	9
＜8＞ 航空機衝突を想定した場合に、特重施設の一部である第2フィルタ付ベント設備の使用により、どの程度放射性物質の放出を低減できるのか	10
＜9＞ 審査において特に確認に時間を要した項目は何か	11
（2）施設の運用	
＜10＞ 事故対処に必要な特重施設の要員は常時確保できるのか	12
＜11＞ 特重施設に要員がとどまるための食糧・備蓄物資は確保できるのか	13
＜12＞ 事故対応としての炉心減圧操作や注水などが必要となった場合において、特重施設と島根2号機本体の重大事故等対処施設（常設及び可搬）の使用順序は整理されているか	14
＜13＞ 特重施設の運用に係る訓練の内容や頻度は確認されているか	15
（3）施設設置による安全上の影響	
＜14＞ 施設設置により、島根2号機本体の設備の構造・強度に悪影響（配管接続による流路条件の悪化、発生応力の上昇など）が生じていないか	16
＜15＞ 特重施設に関する工事期間中においても、アクセスルートが使えなくなる等、島根2号機の本体審査で認められた事故対応に対する悪影響はないか	17
＜16＞ 特重施設の運用開始で、緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）の判断にどのような影響があるか	18

原子力規制委員会（原子力規制庁）への確認項目	頁
2. 所内常設直流電源設備（3系統目）	
<17> 設置地盤のシーム及び断層が将来活動しないことを確認しているか	19
<18> 3系統目の追加により電源系統が複雑になるが、混乱なく運用するための技術的能力（手順等）は確認されているのか	20
<19> 直流電源3系統目に求められる「特に高い信頼性を有する」ことほどのように確認されたのか	21
<20> 中国電力は、当初申請時から基本方針を変更し、原子炉隔離時冷却系を直流電源3系統目の給電対象外としているが、事故防止の観点で問題はないか	22
<21> 他の蓄電池に比べ設置高さが低いですが、設備の浸水防護対策は確認されているか	23

1. 特重施設

(1) 施設の設計

島根県の 確認項目	〈1〉設置地盤のシーム（地層間の弱層）及び断層が将来活動しないことを確認しているか
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none">・特重施設を設置する地盤に露頭すると評価したシームについて、中国電力は、特重施設を設置する地盤に露頭すると評価したシームについて、既許可において後期更新世以降活動していないことを確認した B23 シームの評価に代表されることから、「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないと評価しており、審査において、その評価の妥当性を確認した。・また、特重施設を設置する地盤に認められるシーム以外の断層（不連続面）のうち、活動性評価の対象とした地層と斜交し破碎を伴う断層について、中国電力は、せん断面を中期中新世～後期中新世の火成活動により生成されたと考えられる熱水変質鉱物が横断していること、又は、後期更新世以降に活動していないと評価されるシームに切られていることから、「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないと評価しており、審査において、その評価の妥当性を確認した。

島根県の 確認項目	<p>〈2〉 施設建物及び施設内の設備は、地震により必要な機能を喪失しない設計となっているか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設の機能が自然災害などや内部事象によって損なわれないことを確認することは、特重施設が SA 施設のバックアップとして期待するか否かに依存せず、必要（二ノ方顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設は、適用する地震力に対して、必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする方針であることを確認した。 ・ また、特重施設を設置する位置の地盤については、地震力が作用した場合でも十分に支持でき、変形、変位によって必要な機能が損なわれるおそれがないことを確認した。 ・ 加えて、周辺斜面の崩落によって必要な機能が損なわれるおそれがないことについても確認した。 ・ 特重施設は、2号機本体の審査で想定した地震、津波等への耐性以上の性能を求めている。基準地震動で評価されているものもあれば、それ以上で評価しているものもあるため、安全性を向上させる方向の設計となっている。

島根県の 確認項目	<p>〈3〉 施設は津波やその他自然災害への耐性を有した設計となっているか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設の機能が自然災害などや内部事象によって損なわれないことを確認することは、特重施設が SA 施設のバックアップとして期待するか否かに依存せず、必要（二ノ方顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設は、基準津波による遡上波を地上部から到達させないよう浸水対策を行うとともに、敷地に津波による浸水が生じた場合においても、必要な機能を維持できる設計とする方針であることを確認した。 ・ その他の自然現象に対しては、波及的影響も含め、本体審査と同様の想定に対し、必要な機能を維持できる設計とする方針であることを確認した。また、本体施設と特重施設が共通要因で同時に機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする方針であることを確認した。

島根県の 確認項目	<p>〈4〉 火災などの内部事象により必要な機能を損なうことがないよう、対策が講じられているか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設の機能が自然災害などや内部事象によって損なわれないことを確認することは、特重施設が SA 施設のバックアップとして期待するか否かに依存せず、必要（二ノ方顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設は、火災により必要な機能を損なうおそれがないよう、火災発生防止、火災感知及び消火の措置を講じる設計とする方針であることを確認した。 ・ 具体的には、主に以下のような内容を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> (火災の発生防止) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 機器及びそれらの支持構造物のうち主要な構造物に不燃性材料を使用する。 ➢ 変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用する。 ➢ ケーブルは、実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する。 (火災の感知・消火) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 早期に火災を感知するため、異なる感知方式の感知器を組み合わせ設置するとともに、火災の発生場所を特定することができるものとする。 ➢ 消火用水は、多重性又は多様性を有する設計とする。 ➢ 消火設備は、火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙等による二次的な影響が、火災が発生していない特重施設を構成する設備等に悪影響を及ぼさないように設置する。

島根県の 確認項目	<p>〈5〉 事故対処に必要な燃料・水源は、外部支援無しでも十分確保できることを確認しているか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定性的に十分かだけでなく、定量的な値も確認したほうがよい（釜江顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設に対しては、少なくとも7日間は外部支援なしで対応可能であることが求められており、特重施設内に必要な水、燃料を貯蔵すること及び必要な電力供給量を確保することにより、支援が受けられるまでの少なくとも7日間、特重施設等を使用できるようにする設計とする方針であることを確認した。

島根県の 確認項目	<p>〈6〉 注水設備や電源設備は多重化される等、信頼性の向上が図られた設計となっているか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時の設備保全に係る体制、要員配置はどうなっているか（吉川顧問） ・ 信頼性確保のための施設管理・運用をどのように実現するのかということにも注力していることが見えるように（渡部顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設を構成する設備は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図ること等によって信頼性を確保する設計とする方針であることを確認した。 ・ また、特重施設の電源設備には、可搬型代替電源設備及び常設代替電源設備のいずれからも接続できる設計とする方針であることを確認した。 ・ 特重施設を構成する設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中または停止中に必要な箇所の保守点検、試験または検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造としている。 ・ 特重施設の運用開始後においては、設備の保全に係わる体制や点検の周期、点検内容等を定め、適切な保全活動を行うことによって、設備の健全性が維持される。

島根県の 確認項目	<p>〈7〉 大型航空機が原子炉建物に直接衝突する事態や、これに伴う大規模な航空機燃料火災を想定しても、特重施設の緊急時制御室や、事故対応に必要な特重施設の機能は維持できるか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時制御室を含む特重施設建屋そのものが航空機テロにあっても安全と言えるのか（吉川顧問） ・ 原子炉建屋への航空機衝突時に特重施設に必要な水源が失われることはないか（片桐顧問） ・ 大型航空機が原子炉建屋に衝突する事態では、例えば9.11テロ（2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件）で発生した航空機燃料によるビル火災と同等の火災を想定するのか（二ノ方顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする方針であることを確認した。 ・ 具体的には、衝突を想定する大型航空機の実機として、航空機の機種、進入経路、進入速度及び燃料の積載量を設定して衝突影響を評価した上で、特重施設と原子炉建物が同時に破損することを防ぐため、必要な離隔距離を確保するまたは大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納する設計とする方針であることを確認した。 ・ また、大型航空機の衝突評価を行うにあたっては、航空機の想定や衝突に伴い発生する火災等を含めて、適切に評価する方針であることを確認した。 ・ 海外の事故事例や実験、論文等の情報も集め、有意なものを総合的に勘案して定めた基準に対して満足しているかを確認しており、顧問から指摘のあったことに対しては網羅的に全て確認している。
関連する 顧問の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ テロに限らず、天災等でも異常事態を一般の方は心配している。こういう施設を設置することで、より安全性がプラスになるものだと言っていくべき。その点を理解いただけるように留意したほうがよい。（吉川顧問）
関連する 安対協委員 の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設そのものや、特重施設を造ることを否定するものではないが、日本の新規制基準では大型航空機の衝突に堪える二重構造の格納容器や溶融燃料を受け止めるコアキャッチャーが設置要求されておらず、安全設備に関して本当に大丈夫なのか。

<p>島根県の 確認項目</p>	<p>〈8〉 航空機衝突を想定した場合に、特重施設の一部である第2 フィルタ付ベント設備の使用により、どの程度放射性物質の放出を低減できるのか</p>
<p>規制庁からの 説明内容</p>	<p>・ 審査においては、原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるプラント状態を想定した上で、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制する観点から厳しい事故シナリオにおいても、特重施設のフィルタベント装置を使用して原子炉格納容器から環境に放出される Cs-137 放出量は、7 日間で約 0.016TBq であり、新規制基準で要求している 100TBq (注) を下回ることを確認した。</p> <p>(注) 2011 年に発生した福島第一原子力発電所事故による Cs-137 の放出量は約 10,000TBq と評価されていることを踏まえ、事故発生時に長期避難を防ぐ観点から半減期の長い Cs-137 の総放出量が 100TBq を下回ることを要求している。(実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について (原子力規制委員会、令和 4 年 12 月 14 日改訂) P162、「審査ガイドにおいて、セシウム 137 の総放出量が 100 テラベクレルを下回ることを確認するとした理由」)</p>

<p>島根県の 確認項目</p>	<p><9> 審査において特に確認に時間を要した項目は何か</p>
<p>規制庁からの 説明内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の地質・地質構造に関する審査において、特重施設を設置する地盤に認められるシーム以外の断層（不連続面）について、「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことの確認に時間を要した。 ・地盤の場合、科学的技術的データを揃えるため、ボーリングや音波探査での確認作業に時間がかかることが多いが、曖昧な根拠で判断せず、ボーリング等必要な調査を実施してもらい、確実に見ていくということが重要だと考えている。

(2) 施設の運用

<p>島根県の 確認項目</p>	<p><10> 事故対処に必要なとなる特重施設の要員は常時確保できるのか</p>
<p>顧問の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時制御室の要員は常時配置されるのか、特定条件下で配置されるのか。また、緊急時制御室制御盤は中央制御室の運転技能があれば扱えるものか（吉川顧問） ・ 要員確保と訓練は非常に重要（芹澤顧問） ・ どの程度の人数がどの程度の時間でスタンバイできるのか（釜江顧問）
<p>規制庁からの 説明内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間外、休日（夜間）において特定重大事故等が発生した場合にも、速やかに対応を行うため、本発電所内に、特重施設要員を常時確保する方針であることを確認した。 ・ また、要員に対しては、適切に教育及び訓練を行う方針であることを確認した。 ・ 特重要員は、注水やベント等の判断が求められることから、中央制御室の責任者相当以上の能力を有している者としていることを確認した。

島根県の 確認項目	<p><11> 特重施設に要員がとどまるための食糧・備蓄物資は確保できるのか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設に要員が何日間留まる必要があるか、県や国の対応を検討するためにも確認したほうがよい（内田顧問） ・ 定量的な値も確認したほうがよい（釜江顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設に対しては、少なくとも7日間は外部支援なしで対応可能であることが求められており、要員の活動に必要な食糧等を含めて、必要な資機材を準備する方針であることを確認した。 ・ また、プラントメーカー、協力会社、その他関係機関と協議及び合意の上、外部支援計画を定める方針であることを確認した。 ・ さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等により、事象発生後6日間までに支援を受けられる計画とする方針であることを確認した。

島根県の 確認項目	<p><12> 事故対応としての炉心減圧操作や注水などが必要となった場合において、特重施設と島根2号機本体の重大事故等対処施設（常設及び可搬）の使用順序は整理されているか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設の設置によってリスクが小さくなるためには、既存施設と新施設のどちらかが健全であれば安全が確保できるという仕組みである必要がある。中央制御室と緊急時制御室で異なる操作をした場合、どちらが優先される設計かによって、安全性に影響する可能性がある（野口顧問） ・ 本項目を確認する前提として、特重施設は自然災害やプラント内部事象に起因する炉心溶融事故の防止としてのSA施設のバックアップとしても使用する旨を確認することを薦める（二ノ方顧問） ・ 中央制御室と緊急時制御室の使用順序・優先順位や切り替えのタイミング、条件なども大事な話（勝田顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の進展状況に応じて実効的な対策を実施するための緊急時対策本部用手順書、運転操作手順書及び特重施設要員手順書を整備し、事故の進展状況に応じて構成を明確化し、手順書相互間の移行基準を明確にする方針であることを確認した。 ・ 炉心損傷防止も含む事故対応においては、本体の重大事故等対処設備であるか特重施設であるかに関係なく、事故を収束させるために最も適切な設備を優先して使用することが重要であるため、特重施設の運用開始前までには、設備の使用順序を含めて対応手順が整備される。 ・ 中央制御室がどう占拠され、どう壊れた場合に、どういうタイミングで緊急時制御室も含む特重施設が動き始めるか、というのは機微情報なので言えないが、設計方針としては確認した。
関連する 顧問の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな対策に関しては、その有効性と共に、その対策がもたらす新たな問題にも目を向ける必要がある（野口顧問）

島根県の 確認項目	<13> 特重施設の運用に係る訓練の内容や頻度は確認されているか
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特重施設の運用に係る訓練では、危機管理の観点から、想定外事態にも対応できるように、シナリオレスの長期にわたる訓練も十分に実施していると理解して良いか（杉本顧問） ・ テロ対応では、警察、消防、自衛隊との協働が必須となるが、これらの組織との効果的な連携（情報共有、指揮系統の確立、共同訓練の実施等）がなされると理解して良いか（杉本顧問） ・ 訓練の内容だけでなく、頻度も確認した方がよい（釜江顧問） ・ 要員確保と訓練は非常に重要（芹澤顧問） ・ 訓練の想定条件は大事な話（勝田顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に以下のような教育訓練を行う方針であることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特定重大事故等発生時の発電用原子炉施設の挙動に関する知識の向上を図る教育及び訓練 ➢ 高線量下、夜間、悪天候等を想定した事故時対応訓練 ➢ 知識ベースの理解向上に資する教育 ➢ 対策を実施する実施組織及び実施組織に対して支援を行う支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習 ➢ 特重施設及び資機材等に関する情報並びにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報及びマニュアルを用いて行う事故時対応訓練 ・ 特重施設の運用開始前には訓練が実施され、要員の員数、技量等が適切であり、手順が妥当であることが確認される。 ・ また、特重施設の運用開始後においても継続的に訓練が実施され、技量の維持や手順の改善等が行われる。 ・ 一般に、テロ対策は警察、消防、自衛隊と協力することが必要という指摘はそのとおりだが、どういう協力体制をとっているかについて明かすことは難しい。
関連する 顧問の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育訓練は安全対策という点で最も重要だと考える。集合教育で終わらせるのか、具体的なプラクティス（実践）を伴うのか等、効果を上げられる教育訓練のやり方で計画していただきたい。（草間顧問）
関連する 安対協委員 の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国電力の安全管理体制がしっかりしてないと事故は起こり得る。20年間で8度の火災があったことも踏まえ、安全管理体制を強化して欲しい。

(3) 施設設置による安全上の影響

島根県の 確認項目	〈14〉 施設設置により、島根2号機本体の設備の構造・強度に悪影響（配管接続による流路条件の悪化、発生応力の上昇など）が生じていないか
規制庁からの 説明内容	・特重施設は、既設の設計基準対象施設及び重大事故等対処施設に対し、弁を閉止する等の措置を講じることにより悪影響を及ぼさない設計とする方針であることを確認した。

<p>島根県の 確認項目</p>	<p><15> 特重施設に関する工事期間中においても、アクセスルートが使えなくなる等、島根2号機の本体審査で認められた事故対応に対する悪影響はないか</p>
<p>規制庁からの 説明内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根2号機の運転中に特重施設に係わる工事を実施する場合には、アクセスルートの確保を含めて、プラントの安全性に影響を与えないように施工される。 ・ 特重施設の工事の悪影響が出ないようにする配慮は、今後、設計及び工事計画認可の審査の中で、悪影響防止という観点から確認していく。

<p>島根県の 確認項目</p>	<p><16> 特重施設の運用開始で、緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）の判断にどのような影響があるか</p>
<p>規制庁からの 説明内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年10月18日の原子力規制委員会において「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」等を改正しており、緊急事態区分に該当するか否かを原子力事業者が判断するための基準（EAL）の判断基準に特重施設等を含むことを明確化している。 ・ 今後、特重施設の運用開始前までには、事業者の防災業務計画におけるEAL判断に使用する設備として、特重施設が追加される。 ・ 特重施設が設置されれば、事故対応に使える設備数が増えると考えており、EAL判断に特重施設が加わることで、より住民避難等が必要な事態になりにくくなると考えている。

2. 所内常設直流電源設備（3系統目）

島根県の 確認項目	<17> 設置地盤のシーム及び断層が将来活動しないことを確認しているか
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> 中国電力は、既許可申請での評価に加え、基礎底面の観察を行った結果、第3バッテリー格納槽が設置される地盤には、地層と斜交し破碎を伴う断層、地滑り面及びシームは分布せず、「将来活動する可能性のある断層等」は認められないと評価しており、審査において、その評価の妥当性を確認している。

<p>島根県の 確認項目</p>	<p><18> 3系統目の追加により電源系統が複雑になるが、混乱なく運用するための技術的能力（手順等）は確認されているのか</p>
<p>規制庁からの 説明内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全交流動力電源が喪失した場合に、常設代替直流電源設備であるSA用115V系蓄電池による給電時において、直流母線電圧が許容最低電圧値以上を維持できない場合は、所内常設直流電源設備（3系統目）からの給電の手順に着手する。 ・3系統目の使用開始を判断した場合、中央制御室からの遠隔操作及び現場における切替操作を実施する手順に従い、20分以内に3系統目からの給電が可能であることを確認した。 ・また、この手順に必要な人員を確保するとともに、必要な訓練を行う方針であること、作業環境（作業空間、温度等）に支障が無いことなどを確認した。

島根県の 確認項目	<19> 直流電源3系統目に求められる「特に高い信頼性を有する」 ことはどのように確認されたのか
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特に高い信頼性を有することに対しては、以下の点を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ➤耐震重要度分類によるSクラスの耐震性を有した設計とする方針であること ➤非常用直流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型直流電源設備の電路とは異なる電路で接続することにより独立性を有していること、並びに非常用直流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型直流電源設備とは異なる建屋又は区画において整備するなど位置的分散を図る方針であること ➤負荷の切り離しを行わずに24時間の電力の供給が可能な設計とする方針であること

島根県の 確認項目	<p><20> 中国電力は、当初申請時から基本方針を変更し、原子炉隔離時冷却系を直流電源3系統目の給電対象外としているが、事故防止の観点で問題はないか</p>
顧問の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・3系統目がRCIC系統への給電を行わずとも隔離時炉心冷却の信頼性は十分確保できていると判断されたのか確認したい（二ノ方顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの設備を給電可能にすることは、電路が複雑になるということでもあり、電路を遮断したり接続したりするスイッチが膨大になることや、施工面も考慮し、単純化した形の方がよいということで事業者から変更されたもの。 ・原子炉隔離時冷却系（RCIC）と高圧原子炉代替注水系（HPAC）は、どちらも全交流動力電源喪失時で、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に原子炉を冷却する機能を持つ設備であるが、HPACはRCICが機能喪失した場合も想定したSA設備であり、HPACに3系統目から給電することにより炉心の著しい損傷等の防止が可能であることから、必要な機能は満足していると判断した。

島根県の 確認項目	〈21〉 他の蓄電池に比べ設置高さが低いが、設備の浸水防護対策は確認されているか
顧問の視点	①A系、B系、SA系蓄電池の設置高さが12.3mないしは16.9mと相当海拔の高い場所に設置されているのに対して、3系統目の蓄電池は7.6mという、一般論からすれば浸水の可能性が高い場所に設置されることになっているが、溢水や津波影響を回避するためにどのような対策が講じられているのか（芹澤顧問）
規制庁からの 説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3系統目の蓄電池は地震、津波、溢水、火災及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた第3バッテリー格納槽内に設置する計画としており、水が流入する可能性のある経路（扉、開口部、貫通孔等）を特定し、それらに対して流入防止の対策を講じる設計とする方針であることを確認した。 ・ 具体的には扉等を想定される溢水高さ以上の地上部に設置する等により蓄電池を設置するフロアに流入しない設計とする方針であることを確認した。

2号機再稼働判断時の要請事項

【中国電力への要請事項（令和4年6月14日要請）】

1. 設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査の状況等を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下、関係自治体という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 常に最新の知見を取り入れるなど、島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこと。
また、万が一事故が発生した場合には、十分な賠償を行うこと。
3. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮するとともに、核物質防護に携わる全ての職員がその重要性を認識し、核物質防護に万全を期すこと。
4. 突発的な武力攻撃の発生に備え、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止するとともに、平時から体制の確認・徹底に努めること。
5. 汚染水対策について引き続き適切に実施すること。
6. 使用済燃料の処理・処分に事業者として責任を持って適切に対応すること。
7. 多様な電源構成を目指すために 電力事業者として再生可能エネルギーの導入・技術開発に一層取り組むこと。
8. 周辺地域を含めた地元企業への工事発注や宿泊施設の利用など、地域振興に特段の配慮をすること。
9. 原子力防災対策については、平時から関係自治体と連携を図り、積極的な協力を行うなど、事業者として必要な取組を継続して行うこと。
10. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。

【原子力規制委員会への要請事項（令和4年6月15日要請）】

1. 常に最新の知見を規制基準に反映させるなど、原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。
2. 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査を厳格に行うこと。
3. 日常の原子力規制検査を厳格に行うこと。
検査に当たっては、検査官の質を高めるとともに、中国電力における過去の不適切事案を念頭に、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といったあらゆる面においてルールどおり行われているか、随時書類の確認や会議の傍聴を行うなど中国電力の緊張感に緩みが出ないように対処すること。

【内閣府への要請事項（令和4年6月16日要請）】

1. 原子力災害時の避難計画については、「島根地域の緊急時対応」策定後も、訓練等を通じた確認や計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織による迅速・確実な派遣等について、必要な支援・協力を行うこと。
2. 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や立地・周辺自治体が行う取組に対し、十分な財政支援を行うこと。
3. 避難の受入先において大規模な自然災害や感染拡大が重なるなど、不測の事態が生じた場合には、避難者の受入先の確保をより広域に行う必要が生じ得るため、自治体だけでは対応が困難な場合には、国が責任を持って受入先の調整を行うこと。
4. 避難が長期化した場合の二次避難先の確保など、万が一の原子力災害時に被災者が十分な生活支援を受けられるようにすること。

【経済産業省への要請事項（令和4年6月15日要請）】

1. 国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
3. 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。
4. 国は、万が一の事故の際に懸念される汚染水への対策が中国電力において引き続き適切に実施されるよう指導すること。
5. 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
6. 原発依存度を可能な限り低減するため、再生可能エネルギーの導入促進を図ること。
7. 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、地域の実情に十分配慮した交付金額・期間とすること。
また、原子力防災対策が必要な区域が30キロ圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の対象地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象を拡大すること。